

不要な文字を抹消

~~有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~有 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

不要な表題を抹消

事業主(法人)の名称・住所、事業所の名称・所在地に変更がない場合は、変更届出書の様式を使用すること

不要な文字を抹消

法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載 月 日
 (法人の名称・代表者が変更された場合は、新しい法人の名称、代表者の氏名を記載)

(ふりがな)

②申請・届出者 氏 名

「・届出」を抹消

1、4、7、8の全文を抹消

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。 ← 無料紹介の場合は5の全文を抹消
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。 ← 有料紹介の場合は6の全文を抹消
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第32条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の種類等を定めたので届け出ます。~~
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号		
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>		法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載
⑤所 在 地 <small>(ふりがな)</small>	〒	□□□ - □□□□□□ 電話 ()
	名称 <small>(ふりがな)</small>	⑦欄の変更事項に係る事業所の名称・所在地を記載 事業主(法人)の名称又は住所の変更のみをもって許可証の書換申請を行う場合でも、該当する事業所をすべて記載(所定の欄に書ききれない場合は別紙に記載して添付)すること 所在地は「ビル名、階数」まで記載
所在地 <small>(ふりがな)</small>		
⑦変 更 事 項		変更があった事項(複数ある場合は全ての事項)を記載
⑧変 更 前		⑦欄の事項に係る変更前の届出内容を記載
⑨変 更 後		⑦欄の事項に係る変更後の内容を記載

④欄から⑥欄について、変更があった場合でも変更前の内容を記載する。
 (④欄・⑤欄については、登記簿謄本に記載されている‘旧’の名称及び住所を記載)

⑩取扱職種の 範囲等	取扱職種又は取扱地域の変更は、取扱職種範囲等届出様式を使用すること	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
	職業紹介責任者に係る変更、 事業所の新設以外については ⑫欄は記載不要	住民票の表記通りに記載 住民票の住所と居所が異なる場合は居所を()書 きし、届出者による居所証明を添付
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	変更の理由(事業所を廃止した場合は廃止の理由)を具体的に記載	
⑭備 考	担当者の職・氏名、連絡先を記載	

代表者・役員に係る変更がない場合は、以下の部分を抹消

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、以下の部分を抹消

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

代表者・役員・職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、全文を抹消